

令和4年(2022年)2月28日



# 埼玉県報

号外第11号  
令和4年(2022年)  
2月28日  
月曜日

## 目次

### 告示

- 予算の公表 (財政課)

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十三号

埼玉県議会令和四年二月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十四号）、令和三年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）及び令和三年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,935,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,692,494,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,033,550	315,862	3,349,412
	1 分担金	232,396	13,125	245,521
	2 負担金	2,801,154	302,737	3,103,891
9 国庫支出金		771,012,747	31,393,392	802,406,139
	2 国庫補助金	644,197,612	31,393,392	675,591,004
12 繰入金		86,445,450	8,806	86,454,256
	2 基金繰入金	84,890,366	8,806	84,899,172
13 繰越金		5,239,298	2,448,054	7,687,352
	1 繰越金	5,239,298	2,448,054	7,687,352
14 諸収入		44,251,977	413,529	44,665,506
	4 受託事業収入	3,801,087	413,529	4,214,616
15 県債		322,137,000	20,356,000	342,493,000
	1 県債	322,137,000	20,356,000	342,493,000
歳入合計		2,637,558,776	54,935,643	2,692,494,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,781,288	491,765	95,273,053
	8 防災費	3,006,044	491,765	3,497,809
3 民生費		441,038,131	16,342,905	457,381,036
	1 社会福祉費	329,210,745	11,598,106	340,808,851
	2 児童福祉費	99,448,223	4,744,799	104,193,022
5 労働費		5,803,021	215,371	6,018,392
	1 労政費	1,949,262	215,371	2,164,633
6 農林水産業費		24,038,617	1,792,121	25,830,738
	1 農業費	8,885,987	180,403	9,066,390
	4 林業費	4,425,521	140,724	4,566,245
	5 農地費	8,894,676	1,470,994	10,365,670
8 土木費		127,478,418	33,739,199	161,217,617
	2 道路橋りょう費	56,863,360	11,721,873	68,585,233
	3 河川費	34,363,733	21,193,845	55,557,578
	4 都市計画費	24,794,940	823,481	25,618,421

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警 察 費		149,141,186	95,195	149,236,381
	2 警 察 活 動 費	13,906,931	95,195	14,002,126
10 教 育 費		488,220,259	2,259,087	490,479,346
	1 教 育 総 務 費	50,171,959	1,753,152	51,925,111
	3 中 学 校 費	83,095,512	900	83,096,412
	4 高 等 学 校 費	100,425,756	341,100	100,766,856
	5 特 別 支 援 学 校 費	46,993,560	145,800	47,139,360
	8 社 会 教 育 費	4,497,239	8,185	4,505,424
	9 保 健 体 育 費	1,287,480	9,950	1,297,430
歳 出	合 計	2,637,558,776	54,935,643	2,692,494,419

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	8 防災費	防災体制整備費	491,765
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	112,239
		障害者支援費	19,916
		新型コロナウイルス感染症対策事業費	22,383
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	791,352
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	120,000
	2 児童福祉費	児童福祉事業費	2,002
子育て支援特別対策事業費		10,976	
保育所地域子育て支援事業費		1,221,584	
5 労働費	1 労政費	若者正規雇用化拡大事業費	215,371
	1 農業費	経営体育成条件整備費	180,403

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	森林整備推進事業費	40,724
		治山事業費	100,000
	5 農地費	ほ場整備事業費	451,259
		農地防災事業費	1,019,735
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業費	200,000
		社会資本整備総合交付金（維持）事業費	381,374
		道路構造物維持事業費	356,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	946,514
	3 河川費	床上浸水対策事業費	2,129,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	60,000
4 都市計画費	社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	12,778	
	公共団体区画整理事業県道整備費	6,069	



9 警 察 費	2 警 察 活 動 費	交通安全施設整備費	95,195
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	指導内容研究推進費	24,000
		県立学校大規模改修費	1,592,055
		県立学校体育館整備費	137,097
	3 中 学 校 費	中学校管理費	900
	4 高 等 学 校 費	全日制高等学校管理費	329,850
		定時制高等学校管理費	8,550
		通信制高等学校管理費	2,700
5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校管理費	145,800	
8 社 会 教 育 費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	8,185	
9 保 健 体 育 費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	9,950	

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	659,500	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	3,578,067
		道路改築事業費	101,500	道路改築事業費	201,500
		社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	2,283,000	社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	6,747,250
		橋りょう補修事業費	64,800	橋りょう補修事業費	784,800
		橋りょう整備事業費	200,000	橋りょう整備事業費	1,170,000
	3 河川費	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	1,815,000	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	16,811,981
		河川改修事業費	872,537	河川改修事業費	1,468,537
		社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	85,000	社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	564,000
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	50,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	280,000

		砂防施設事業費	94,000	砂防施設事業費	308,000
	4 都市計画費	つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	542,000	つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	733,076
		街路改良事業費	326,500	街路改良事業費	886,500
		社会資本整備総合交付金 (公園)事業費	181,000	社会資本整備総合交付金 (公園)事業費	234,558

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地震防災情報システム ネットワーク整備事業	273,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	878,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,043,000		(補正前に同じ。)	
老人福祉施設整備事業	1,674,000	同	上	同	上	1,714,000	(同)	上)
治山事業	117,000	同	上	同	上	167,000	(同)	上)
農業基盤整備事業	995,000	同	上	同	上	1,513,000	(同)	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	6,196,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	11,323,000		(補正前に同じ。)	
直轄事業負担金	11,186,000	同	同上	同上	14,338,000		(同上)	
河川事業	4,161,000	同	同上	同上	12,829,000		(同上)	
砂防事業	487,000	同	同上	同上	961,000		(同上)	

街 路 事 業	2,777,000	同	上	同	上	同	上	3,057,000	( 同	上 )
県 単 独 街 路 事 業	3,182,000	同	上	同	上	同	上	3,188,000	( 同	上 )
公 園 事 業	186,000	同	上	同	上	同	上	212,000	( 同	上 )
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	3,564,000	同	上	同	上	同	上	3,608,000	( 同	上 )
県 立 特 別 支 援 学 校 建 設 事 業	3,059,000	同	上	同	上	同	上	4,592,000	( 同	上 )

令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		26,291	69,828	96,119
	1 繰入金	26,291	69,828	96,119
2 繰越金		177,918	16,167	194,085
	1 繰越金	177,918	16,167	194,085



3 諸 収 入		559,669	△16,965	542,704
	1 貸付金元利収入	555,680	△16,965	538,715
4 県 債			139,656	139,656
	1 県 債		139,656	139,656
歳 入 合 計		763,878	208,686	972,564

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		763,878	208,686	972,564
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	763,878	208,686	972,564
歳 出 合 計		763,878	208,686	972,564

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	139,656	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無 利 子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,458,488千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ625,810,571千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		170,296,467	1,876,128	172,172,595
	1 国 庫 負 担 金	130,799,072	△115,606	130,683,466
	2 国 庫 補 助 金	39,497,395	1,991,734	41,489,129
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		200,898,430	184,078	201,082,508
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	200,898,430	184,078	201,082,508

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		45,840,782	7,398,282	53,239,064
	1 一般会計繰入金	38,629,197	2,207,528	40,836,725
	2 基金繰入金	7,211,585	5,190,754	12,402,339
歳入合計		616,352,083	9,458,488	625,810,571

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		616,352,083	9,458,488	625,810,571
	1 国民健康保険事業費	616,352,083	9,458,488	625,810,571
歳出合計		616,352,083	9,458,488	625,810,571